

社団法人 日本ダンススポーツ連盟 技術認定実施規程
(J D S F 技術認定実施規程)

平成17年 3月26日 執行委員会決定
平成18年 4月23日 執行委員会改正
平成18年 6月24日 執行委員会改正
平成20年12月28日 執行委員会改正
平成21年 3月22日 執行委員会改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則（以下「技術認定規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術認定試験の概要)

第2条 技術認定規則第7条及び第9条の規定による技術認定の試験区分、種目、試験形態、受験資格、受験料、認定申請料及び開催権限は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 体験コース 別表1
- (2) グレードコース 別表2
- (3) ハイグレードコース 別表3

2 前項の規定にかかわらずG4以上の試験区分を重複受験する場合に限り主催者の裁量によって受験料の割引を行なうことができるものとする。ただし、2分の1を下回らない範囲とする。

3 前2項の規定にかかわらず18歳未満の受験者が受験する場合には主催者の裁量によって受験料の割引を行なうことができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらずG4、G3及びG2を高年齢者が受験する場合であって必要と認めるときは主催者（主管者）の裁量によって相手フィガーによるカップル試験及びシャドー試験を免除し、若しくは内容を変更することができるものとする。

(基礎技能認定資格からのスライド受験)

第3条 J D S Fは、次の各号に該当する者から様式1によって技術認定試験の免除申請があったときは、その申請内容を確認し当該各号に定める試験を免除するものとする。

- (1) 基礎技能認定会でJ D S F規程フィガーのグループ1のスタンダード2種目(ワルツ、タンゴ)を修了している者 グレード6のスタンダード種目を免除
- (2) 基礎技能認定会でJ D S F規程フィガーのグループ2のスタンダード2種目(ワルツ、タンゴ)を修了している者 グレード5のスタンダード種目を免除
- (3) 基礎技能認定会でJ D S F規程フィガーのグループ1のラテン2種目(ルンバ、チャチャチャ)を修了している者 グレード6のラテン種目を免除
- (4) 基礎技能認定会でJ D S F規程フィガーのグループ2のラテン2種目(ルンバ、チ

ヤチャチャ)を修了している者 グレード5のラテン種目を免除

- 2 基礎技能認定会でJDSF規程フィガールのグループ3の種目を修了している者から様式1によって技術認定試験の免除申請があったときは、判定委員会においてその申請の内容を検討して免除する内容を決定するものとする。
- 3 技術認定試験を免除された者が上位級を受験しない場合には、原則として免除された当該級の認定申請料を納めなければならない。
- 4 体験コースの技術認定試験に合格した者であって、希望する者は認定申請料を納めて認定を申請することができるものとする。

(公認指導員の飛び級受験)

第4条 JDSFは、次の各号に該当する者から技術認定試験の受験申請があったときは、その申請内容を確認し当該各号に定める試験区分からの受験を認めるものとする。

- (1) C級普及指導員又はC級競技力指導員の資格を有する者 ハイグレードコースから

(技術認定者への認定証の交付)

第5条 普及本部長は、技術認定試験に合格した者又は技術認定試験を免除された者から様式2及び様式3により認定証交付の申請がなされ、認定申請料が納められたときは、判定委員会の意見を聴いた上で認定を決定し、技術認定証を交付するものとする。

- 2 前項に規定する認定証の交付は、都道府県連盟を通じて行うものとする。

(講習会)

第6条 JDSF又は都道府県連盟は、ハイグレードコース及びグレードコースの認定区分に関する講習会を開催することができる。

- 2 都道府県連盟は、体験コースの認定区分に関する講習会を開催することができる。
- 3 前2項に規定する講習会の受講料は、主催団体において決定するものとする。

(研修会)

第7条 JDSFは、グレード2以上の技術認定資格を有する者について、定期的な研修会の実施に努めるものとする。

- 2 都道府県連盟は、グレード3以下の技術認定資格を有する者について、定期的な研修会の実施に努めるものとする。
- 3 前2項に規定する研修会の受講料は、主催団体において決定するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3月23日から施行する。なお、第2条第4項の規定は、施行日後に開催される技術認定会で施行日前に公認した技術認定会についても遡及適用するものとする。